

令和8年度 遠野市スポーツ協会補助基準について

1 補助対象者

遠野市スポーツ協会に加盟する団体

2 補助対象回数

同一事業に対する補助は、同一団体及び同一個人につき、年度内1回限りとする。

ただし、大会運営補助事業の各町予選及び資格取得助成事業を除く。

なお、補助は予算の範囲内とし、予算を超える申請があった場合は申請順で交付し、原則追加の予算措置は行わない。

3 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月12日まで

なお、大会やイベントの開催、選手派遣に係る補助申請は、大会1週間前までに行うものとする。

4 補助対象事業一覧

補助事業名	補助対象経費	補助額	必要書類
大会運営補助事業	1 「遠野市民スポーツ大会」として開催する種目の実施に要する次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び食糧費(弁当及び茶菓子代に限る)) ④役務費(通信運搬費、手数料、保険料) ⑤委託料(会長が特に認めるものに限る) ⑥使用料及び賃借料	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1団体50,000円	1 申請 (1)申請書 (2)大会要項 (3)予算書 2 精算(請求) (1)請求書 (2)大会実施状況報告書 (3)決算書 (4)経費の領収書の写し
	2 「遠野市民スポーツ大会」として開催される種目の各町体育協会の代表を選考するために開催する大会の実施に要する次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び食糧費(弁当及び茶菓子代に限る))	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1種目当たり 5,000円	1 申請 (1)申請書 (2)大会要項 (3)予算書 2 精算(請求) (1)請求書 (2)大会実施状況報告書 (3)決算書 (4)経費の領収書の写し

補助事業名	補助対象経費	補助額	必要書類
	④役務費（通信運搬費、手数料、保険料） ⑤委託料（会長が特に認めるものに限る） ⑥使用料及び賃借料		
県民スポーツ大会派遣費	岩手県及び岩手県スポーツ協会が主催して開催される「岩手県民スポーツ大会」に遠野市選手団の一員として派遣する個人及び団体において、大会出場に要する次に掲げる経費 ①交通費（遠野駅を起点とし、会場最寄りの駅までの往復鉄道賃） ②宿泊費（遠野駅を起点とし、直線距離で80キロメートルを超える場合。ただし、県スポーツ協会が定める宿泊費を上限とする） なお、対象となる人数は、競技要項に定める競技者数及び控え選手1名並びに代表指導者1名又は大会出場に登録した競技者数及び代表指導者1名のいずれか低い数とする。	1 対象額 ① 経費の10/10以内 ② 経費の1/2以内	1 申請 (1) 大会出場選手一覧表 2 精算 (1) 出場報告書 (2) 大会プログラム
スポーツ団体活動助成	遠野市スポーツ協会に加盟している団体の事業に要する経費	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1団体当たり 15,000円	1 申請 (1) 交付申請書 (2) 加盟団体調書
スポーツイベント助成	1 幅広い町民が参加し、スポーツを介した交流を図ることを目的に、各町体育協会が主催して開催するスポーツイベントの実施に要する次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1団体40,000円	1 申請 (1) 申請書 (2) 大会要項 (3) 予算書 2 精算（請求） (1) 請求書 (2) 大会実施状況報告書

補助事業名	補助対象経費	補助額	必要書類
	③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び食糧費(弁当及び茶菓子代に限る) ④役務費(通信運搬費、手数料、保険料) ⑤委託料(会長が特に認めるものに限る) ⑥使用料及び賃借料		(3) 決算書 (4) 経費の領収書の写し
スポーツイベント助成	2 種目別協会が主催し、主に市民を対象に、種目の普及や交流、競技力の向上を目的に開催する大会の実施に要する次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び食糧費(弁当及び茶菓子代に限る) ④役務費(通信運搬費、手数料、保険料) ⑤委託料(会長が特に認めるものに限る) ⑥使用料及び賃借料	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1団体40,000円 ただし、上部団体を含む他団体からの補助金・委託料等が交付される場合は対象としない。	1 申請 (1) 申請書 (2) 大会要項 (3) 予算書 2 精算(請求) (1) 請求書 (2) 大会実施状況報告書 (3) 大会プログラム(参加した選手が分かるもの) (4) 決算書 (5) 経費の領収書の写し
	3 種目別協会が主催し、市民を含めた県内外の幅広い競技者が参加し、競技の普及や競技力の向上に加えて、スポーツツーリズムの推進に資するイベントの開催の実施に要する次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び食糧費(弁当及び茶菓子代に限る)	1 対象額 経費の10/10以内の額 2 上限額 1団体100,000円 ただし、上部団体を含む他団体からの補助金・委託料等が交付される場合は対象としない。	1 申請 (1) 申請書 (2) 大会要項 (3) 予算書 2 精算(請求) (1) 請求書 (2) 大会実施状況報告書 (3) 大会プログラム(参加した選手が分かるもの) (4) 決算書

補助事業名	補助対象経費	補助額	必要書類
	④役務費（通信運搬費、手数料、保険料） ⑤委託料（会長が特に認めるものに限る） ⑥使用料及び賃借料		(5) 経費の領収書の写し
選手派遣費	<p>日本スポーツ協会又は日本オリンピック委員会（以下「統括団体」という。）が主催する大会並びに統括団体に加盟している団体、遠野市スポーツ協会に加盟している団体の上部団体が主催・共催・後援し、かつ岩手県予選大会を経て出場する全国及び東北大会の出場に係る経費のうち、次に掲げる経費。</p> <p>なお、試合を行わず、練習のみ行う事業は対象としない。</p> ① 旅費 鉄道賃または高速道路料金 ② 宿泊料 ③ 賃借料 （レンタカー業を営む業者からの車両の借上げに限る）	1 対象額 経費の 10/10 以内の額 2 上限額 (1) 岩手県を除く東北管内の市町村を会場として行われる大会 1 人 5,000 円 (2) 東北以外を会場として行われる大会 1 人 10,000 円	1 申請 (1) 申請書 (2) 予選会等の実績を証する書類 (3) 大会要項 (4) 出場を予定している者が分かる書類 (5) 予算書 2 精算（請求） (1) 請求書 (2) 大会出場状況報告書（出場した大会の結果が分かる資料） (3) 大会プログラム（参加した選手が分かるもの） (4) 決算書 (5) 経費の領収書の写し
選手強化費	1 県民スポーツ大会に出場する個人又は団体がある種目別協会の運営に関する経費	1 対象額 経費の 10/10 以内の額 2 上限額 1 団体当たり 7,000 円	1 申請 (1) 岩手県民スポーツ大会に出場したことが分かる書類
	2 国民スポーツ大会に出場する個人又は団体がある種目協会の運営に関する経費	1 対象額 経費の 10/10 以内の額 2 上限額 (1) 東北スポーツ大会	1 申請 (1) 国民スポーツ大会及び東北スポーツ大会に出場したことが分かる書類

補助事業名	補助対象経費	補助額	必要書類
		1 団体当たり 5,000 円 (2) 国民スポーツ 大会 1 団体当たり 15,000 円	
指導者資格 取得助成費	種目別協会が認めた者で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格（スタートコーチ（ジュニア・ユース）を除く）取得に要する次に掲げる経費 ① 旅費（鉄道賃に限る） ② 消耗品費（受講に係る要項に示されている書籍の購入に限る） ③ 手数料 （資格更新に係る費用は含めない） ④ 負担金	1 対象額 経費の 1/2 以内の額 2 上限額 1 件 10,000 円。 1 団体 2 人まで	1 申請 (1) 申請書 (2) 要項 (3) 予算書 2 精算（請求） (1) 請求書 (2) 修了証等受講したことが分かる書類の写し (3) 決算書 (4) 経費の領収書の写し
※ なお、学校部活動の地域展開を進めるうえで取得を要する資格については、別に規程を定める。			